

## 串間市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、環境保全に資するため浄化槽を設置する者に対し串間市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽であつて、次に掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア 法第4条第2項の規定による構造基準に適合すること。
  - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上あり、かつ、処理水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有すること。
  - ウ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）」に適合するものであること。
  - エ 5人槽以上10人槽以下の規模であること。ただし、自治公民館については、この限りでない。
- (2) 住宅 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供する家屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍（別荘を除く。）をいう。
- (3) 自治公民館 一定の地域の自治組織によって設置された当該自治組織の活動等の用に供することを目的とした建物をいう。
- (4) 別荘 人の居住の用に供する家屋で、日常生活の用に供しない家屋をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取り便所をいう。
- (7) 転換 既存住宅及び自治公民館の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の使用を廃止し、新たに浄化槽を設置することをいう。

### (補助金の交付)

第3条 補助金の交付は、串間市内の住宅及び自治公民館のくみ取り槽又は単独処理浄化槽を浄化槽に転換する者に対し、予算の範囲内において必要経費の一部を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅及び自治公民館を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 市税を滞納している者（自治公民館は除く。）

（補助対象の経費等）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する経費で、補助対象の地域は、次の各号に該当する以外の地域とする。

- (1) 公共下水道の事業認可地域
- (2) 農業集落排水施設整備事業地域
- (3) 漁業集落排水施設整備事業地域
- (4) その他排水事業計画のある予定区域

2 補助金の額は、別表に掲げる基準額と浄化槽の設置に要する経費のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前にあらかじめ補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は、し尿浄化槽設置概要書の写し
- (3) 浄化槽設置に伴う施工業者の見積書の写し（単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合は、撤去処分費用を記入するものとする。）
- (4) 直近の浄化槽法定検査結果書（法第11条）の写し（単独処理浄化槽撤去費を申請する場合に限る。）
- (5) 浄化槽保証登録証（市町村用）
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 浄化槽登録証の写し
- (8) 工場生産浄化槽認定シート
- (9) 法第42条第1項各号に基づき交付された浄化槽設備士免状の写し
- (10) 付近見取り図、浄化槽・配管設置図及び住宅の面積が分かる平面図
- (11) 宮崎県が指定する講習会の受講済証（写し）又は、講習会の受講猶予申請書
- (12) 市町村の発行する納税（完納）証明書（自治公民館は除く。）
- (13) 住宅及び自治公民館を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (14) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）

により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が第5条に係わる内容の変更を生じた場合、又は事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) その他参考となる書類

2 市長は、前項の承認を申請した者のうち、補助金の額に変更が生じた場合は、補助金変更承認通知書(別記様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の工期内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係わる事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支精算書

(2) 工事請求書の写し又は工事費が確認できる書類

(3) 設置工事完成届及び浄化槽チェックリスト

(4) 浄化槽清掃並びに保守点検契約書の写し

(5) 設置工事の施工前、施工中、施工後の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書及び現地を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、請求書(別記様式第7号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助の条件)

第11条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象となった浄化槽は、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(2) この補助金の用途を明確にするため関係書類を事業終了後5年間保存しなければならない。

(3) 法第11条に定められた定期検査を毎年必ず受検すること。

(4) この補助金は、情報公開の対象となること。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、補助の対象となった浄化槽を常にその機能の良好な状態で保持できるよう、適切な維持管理をしなければならない。

2 受益者は、法第7条及び第11条に規定する法定検査の結果を保管しておかなければならない。

3 受益者は、法第10条に規定する維持管理の記録を保管しておかなければならない。

4 市長は、浄化槽維持管理の状況を調査できるものとし、受益者はこれに応じなければならない。

(補助金交付の取消)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の串間市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、令和8年4月1日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

人 槽 区 分	基 準 額
	くみ取り槽又は単独処理浄化槽から転換する場合
5人槽	332,000円
6人槽 ～ 7人槽	414,000円
8人槽 ～ 10人槽	548,000円
11人槽 ～ 20人槽	939,000円
21人槽 ～ 30人槽	1,472,000円
31人槽 ～ 50人槽	2,037,000円

## 備考

- 1 単独処理浄化槽を撤去した場合は、15万円又は撤去費用のいずれか少ない額を上記の金額に加算する。
- 2 くみ取り槽を撤去した場合は、12万円又は撤去費用のいずれか少ない額を上記の金額に加算する。

年 月 日

串間市長 様

住 所

氏 名

電話番号

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度串間市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は、し尿浄化槽設置概要書の写し
- (3) 浄化槽設置に伴う施工業者の見積書の写し（単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合は、撤去処分費用を記入するものとする。）
- (4) 浄化槽法定検査結果書（浄化槽法第11条）の写し（単独処理浄化槽撤去費を申請する場合に限る。）
- (5) 浄化槽保証登録証（市町村用）
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 浄化槽登録証の写し
- (8) 工場生産浄化槽認定シート
- (9) 浄化槽法第42条第1項各号に基づき交付された浄化槽設備士免状の写し
- (10) 図面・・・付近見取り図、浄化槽・配管設置図及び住宅の面積が分かる平面図
- (11) 県が指定する講習会の受講済証（写し）又は、講習会の受講猶予申請書
- (12) 納税（完納）証明書（自治公民館は除く。）
- (13) 住宅及び自治公民館を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (14) その他市長が必要と認める書類

様

串間市長

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付（文書番号）で交付申請のあった 年度串間市浄化槽設置整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容  
申請のあった事業計画書のとおり。
- 3 補助金等の交付に関する規則第5条の規定により付した条件
  - (1) 補助の対象となった浄化槽は、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。
  - (2) この補助金の用途を明確にするため関係書類を事業終了後5年間保存しなければならない。
  - (3) 浄化槽法第11条に定められた定期検査を毎年必ず受検すること。
  - (4) この補助金は、情報公開の対象となります。

（文書取扱：上下水道課）

年 月 日

串間市長 様

住 所

氏 名

電話番号

補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付（文書番号）で交付決定のあった 年度串間市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 既交付決定額 円

2 補助金交付変更申請額 円

3 変更の理由

4 添付書類

（1）事業計画書及び収支予算書

（2）その他参考となる書類

年 月 日

様

串間市長

補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度串間市浄化槽設置整備事業補助金については、交付決定に対する変更を承認したので通知します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更後交付決定額 円
- 4 補助金等の交付に関する規則第5条の規定により付した条件
  - (1) 補助の対象となった浄化槽は、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めること。
  - (2) この補助金の用途を明確にするため関係書類を事業終了後5ヶ年間保存すること。
  - (3) 浄化槽法第11条に定められた定期検査を毎年必ず受検すること。
  - (4) この補助金は、情報公開の対象となります。

※補助金交付決定の取消しと返還命令について

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金等の返還並びに補助金等の交付に関する規則第18条に規定する加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。交付すべき補助金等の額の確定があった後においても同様です。

- (1) 補助金等の交付の申請の時から事業が完了するまでの間において、同規則第4条の2第1項各号の規定に該当し、又は該当していたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 同規則又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

串間市長 様

住 所

氏 名

電話番号

### 補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付（文書番号）で交付決定のあった 年度串間市浄化槽設置整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）第13条の規定により、当該補助金に係る補助事業の実績について関係書類を添えて報告します。

#### 添 付 書 類

- （1）事業実績書及び収支精算書
- （2）工事請求書の写し又は工事費が確認できる書類
- （3）設置工事完成届及び浄化槽チェックリスト
- （4）浄化槽清掃並びに保守点検契約書の写し
- （5）設置工事の施工前、施工中、施工後の写真
- （6）その他市長が必要と認める書類

様

串間市長

補助金等交付額確定通知書

年 月 日付（文書番号）で交付決定をした 年度串間市浄化槽設置整備事業補助金について、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）第14条の規定により、交付すべき補助金等の額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

（文書取扱：上下水道課）

# 請 求 書

## 金 円也

年 月 日付（文書番号）で交付額確定のあった 年度串間市浄化槽設置  
整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

串間市長 様

住 所

氏 名 印

金融機関名	銀行 農協
支 店 名	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	